

お知らせ

2020年12月
J A R D保証事業センター

新スプリアス対応期限まであと2年となりました！！ ～スプリアス確認をお忘れなく～

- ★ 電波法令の定めにより、現在、免許を受けて使用している旧スプリアス規格の無線機の使用期限は、令和4年（2022年）11月30日までと迫っております。該当する古い無線機を使用していませんか？

- 使用期限以降も継続して旧スプリアス規格の無線機を使用する場合は、スプリアス確認の手続きが必要です。

- J A R Dのスプリアス確認保証（スプリアス確認の手続き）が可能な機器リストは、ホームページで確認できます。
 - ・ 200W以下の場合：988機種
http://www.jard.or.jp/warranty/spudata/spu_list.pdf

 - ・ 200Wを超える場合：リニアアンプ26機種（上記送信機との組合せ）
https://www.jard.or.jp/warranty/spudata/20201026_200wup.pdf

- ※リストにない機種の場合は、測定結果等の添付が必要です。

- ・ 総務省 電波利用ホームページ
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/spurious/index.htm>

- 免許を受けた無線機が、旧スプリアス規格の無線機かどうか不明な場合は、管轄の総合通信局等にご相談ください。

手続き等でご不明な点は、J A R D保証事業センターまでお問い合わせください。

〔お問い合わせ先〕

J A R D保証事業センター（スプリアス確認保証担当）

電話 03-3910-7286

F A X 03-3910-2800

E-mail sp-con@jard.or.jp